第十一条の次に次の一条を加える。

（事業についての配慮）

第十一条の二　組合は、その事業を行うに当たつては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

第十四条中「六箇月」を「六月」に改める。

第十五条の二第一項及び第十五条の三中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第十五条の四第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条第三項中「第十一条の二第五項」を「第十一条の三第五項」に改める。

第十五条の十九を第十五条の二十六とし、第十五条の十八を第十五条の二十五とする。

第十五条の十七第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第三十四条の二第三項の組合」を「第三十四条の二第四項に規定する経営管理委員設置組合」に改め、同条を第十五条の二十四とする。

第十五条の十六中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第十五条の十四」を「第十五条の二十一」に改め、同条を第十五条の二十三とする。

第十五条の十五第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条を第十五条の二十二とする。

第十五条の十四中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条を第十五条の二十一とする。

第十五条の十三第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条を第十五条の二十とする。

第十五条の十二第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第十五条の十四」を「第十五条の二十一」に改め、同条第二項中「てん補」を「塡補」に改め、同条を第十五条の十九とする。

第十五条の十一中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条を第十五条の十八とする。

第十五条の十中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条を第十五条の十七とする。

第十五条の九の三第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条を第十五条の十六とする。

第十五条の九の二第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同項第一号中「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条の六第五項第三号」に改め、同条第四項第一号中「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同項第二号中「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百二十一条の六第一項」を「第百二十八条第一項」に改め、同項第三号中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同条を第十五条の十五とする。

第十五条の九中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条を第十五条の十四とする。

第十五条の八第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条を第十五条の十三とする。

第十五条の七中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第十五条の七」を「第十五条の十二」に、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他水産業協同組合法第十五条の五第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」を「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、共済契約者等（水産業協同組合法第十五条の五第一項に規定する共済契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、農林水産省令で定めるところにより、当該特定共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければ」に改め、同条を第十五条の十二とする。

第十五条の六中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条を第十五条の十一とする。

第十五条の五中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「又は共済契約の締結の代理若しくは媒介」を「、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行つた団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為」に、「第十五条の七」を「当該団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被共済者に対するものに限る。）に限り、第十五条の十二」に、「、第一号」を「同号」に改め、「規定する共済契約の契約条項のうち」の下に「共済契約者又は被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第十五条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合における第一号に規定する重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

第十五条の五第一号中「のうち」の下に「共済契約者若しくは被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加え、同条第四号中「共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）」を「共済契約者等」に改め、同条を第十五条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（共済代理店に関する保険業法の準用）

第十五条の十　保険業法第三百三条、第三百四条、第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、共済代理店について準用する。この場合において、同法第三百三条中「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、「限るものとし、生命保険募集人にあつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る」とあるのは「限る」と、同法第三百四条中「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、「三月以内」とあるのは「三月以内（漁業協同組合にあつては、通常総会の終了の日から二週間以内）」と、「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百五条第一項及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の締結の代理又は媒介」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による立入り、質問又は検査をする職員については、同法第三百十一条の規定を準用する。

第十五条の四の次に次の四条を加える。

（共済契約者等に対する情報の提供）

第十五条の五　第十一条第一項第十二号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行つた団体共済（団体又はその代表者を共済契約者とし、当該団体に所属する者を被共済者とする共済をいう。以下同じ。）に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為（当該団体共済に係る共済契約の締結の代理又は媒介を行つた者以外の者が行う当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を含み、当該団体共済に係る共済契約者又は当該団体共済に係る共済契約者と農林水産省令で定める特殊の関係のある者が当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を行う場合であつて、当該団体共済に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できるときとして農林水産省令で定めるときにおける当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を除く。次条及び第十五条の九において同じ。）に関し、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に資するため、農林水産省令で定めるところにより、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。ただし、共済契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして農林水産省令で定める場合は、この限りでない。